

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 12 月 8 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700178 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700104 号

第 1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成 21 年 7 月 10 日は 5 万円、同年 12 月 11 日は 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 21 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 21 年 7 月 10 日及び同年 12 月 11 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 60 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 21 年 7 月
② 平成 21 年 12 月

A社から、請求期間①及び②において賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間の賞与明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及びA社から提出された請求期間①及び②に係る賞与明細書 (写) 並びに事業主の回答から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記の賞与明細書 (写) 及び事業主回答並びに同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書 (写) 及び預金通帳 (写) から、請求期間①は平成 21 年 7 月 10 日、請求期間②は同年 12 月 11 日とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記の請求者に係る賞与明細書(写)により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、また、同賞与明細書(写)により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成21年7月10日及び同年12月11日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700181号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1700105号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年4月6日から同年7月25日まで

私は、請求期間において、派遣社員としてA店(当時の適用事業所は、B社。現在は、C社。)の精肉部門に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が被保険者期間となっていない。

給料から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、調査の上、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、派遣社員としてA店に勤務していたと主張している。

しかしながら、請求者は、派遣元事業所の名称及び同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所を特定することができない。

また、請求者が主張する派遣先事業所であるC社は、「請求期間当時、B社が派遣社員を受け入れていた派遣会社の名称等を確認できる資料はない。また、当時の派遣社員に係る資料は一切残っていない。なお、当時の直接雇用の従業員に係る資料は、全てが残っているわけではないが、現在残っている従業員台帳の中に請求者の名前はない。」と回答しており、請求者の派遣元事業所、請求期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、B社において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録がある複数の者に照会したものの、請求者の派遣元事業所、請求期間における勤務実態等について確認できる具体的な陳述を得ることはできなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。